

告 示

埼玉県告示第二百四十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、昭和四十九年埼玉県告示第千三百十六号で告示した富士見都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

令和七年三月二十八日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 施行者の名称

富士見市

二 都市計画事業の種類及び名称

富士見都市計画下水道事業富士見公共下水道

三 事業施行期間

昭和四十九年十月二十五日から令和十二年三月三十一日まで

四 変更に係る事業地

イ 汚水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

ロ 雨水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし